

令和7年度第2回
札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2025年12月19日（金）14時00分開会
場 所：大通バスセンタービル1号館 4階 大会議室

1. 開 会

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） 定刻となりましたので、令和7年度第2回札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会を開催いたします。

会議冒頭の進行を務めます、子どものくらし・若者支援担当課長の馬場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に4点、連絡事項がございます。

まず、会議の公開についてです。

この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしております。会場に傍聴席を設けておりますが、議題3につきましては、その審議内容から非公開とさせていただきます。後ほどお諮りいたします。

次に、委員の皆様の出席状況です。

本日は全員ご出席いただいていることから、定足数を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

三つ目、資料の確認についてですが、本日の資料につきましては、事前に委員の皆様にメールもしくは郵送にてお送りしております。

四つ目、会議の注意事項でございます。

オンラインでご参加の委員の皆様は常時ミュートをお願いいたします。ご発言の際はリアクションボタンの「手を挙げる」を選択していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

2. 議 題

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） それでは、早速審議に移ります。

ここからの進行は、加藤部会長よろしくお願いいたします。

○加藤部会長 オンラインで失礼します。

それでは、議事に入りたいと思います。

それでは一つ目の議題、報告事項、第2次札幌市子どもの貧困対策計画の令和6年度実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） ありがとうございます。

それでは、議題1の第2次札幌市子どもの貧困対策計画の令和6年度実施状況についてご報告いたします。

資料は2種類でございます。資料1-1が実施状況の総括、資料1-2が、この計画に掲載された162事業の個別の実施状況についてまとめたものとなりますが、本日は資料1-1に沿ってご説明をいたします。1-1、資料3ページをお開きください。

本計画は、ご覧の四つの基本施策に沿って展開しております。これら基本施策ごとの主な取組に関しまして、令和6年度の実施状況と今年度の取組状況も交えながら説明をいたします。

4ページお願いいたします。

まず初めに、基本施策1「周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進」です。

困難を抱えている世帯ほど、制度やサービスについて知らない割合が高く、また相談することへの抵抗感があることから、貧困対策を進める上では、子どもや家庭に接する機会を通じまして、いかに困難を早期に把握し支援につなげていくかが重要となります。こちらの施策では、そのための主な事業、取組を記載しております。

4ページの昨年度のスクールソーシャルワーカー活用事業のところをご覧ください。令和6年度は、スクールソーシャルワーカーの1名増員を実施いたしました。

続きまして5ページ、スクールカウンセラー活用事業につきましては、小学校での配置時間を年間140時間に増やしております。

下の方、妊娠SOS事業についてでございます。年間相談者数が5,449人と大変多くの相談が寄せられております。札幌市の独自の取組といたしまして、未受診となるおそれのある妊婦の初回産科受診料の助成及び受診同行も行っているところでございます。

7ページお願いいたします。

基本施策の1では、成果指標を二つ設定しております。②の「スクールソーシャルワーカーの支援により、児童生徒の状況が改善した、または改善に向かっている割合」につきましては、令和6年度は令和5年度より約9ポイント低下しております。これは、支援体制が整ったことで、問題に対してしっかりと中長期的に関わる事案が増えたことによるものと分析しております。

その下、評価・今後の方向性についてでございます。

組織改編、人員増などによる相談体制の強化や、地域や関係機関との連携により、支援の切れ目をなくすよう取り組んでいるところでございます。

令和6年度には改正児童福祉法への対応といたしまして、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」を全区に設置しております。今後も母子保健と児童福祉との連携をより緊密にし、妊娠から出産・育児まで切れ目のない相談支援に取り組んでまいります。

また、地域や関係機関との連携について、子どものくらし支援コーディネート事業では、コーディネーターの増員、巡回対象先の拡充など、支援が届きにくい世帯・子どもに必要な支援を届けることができるよう取組を進めているところでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

基本施策の2「子どもの学びと育ちを支える取組の推進」についてでございます。

全ての子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しております。経済状況による教育や体験機会、学習環境などの不利や制約を解消いたしまして、障がいや不登校等により発達や学びに配慮や支援が必要な子どもたちには、一人一人に応じた育ちと学びを支える取組が重要となってまいります。この項目では、そのための事業についてまとめております。

10ページをご覧ください。

札幌まなびのサポート事業につきましては、昨年度、学習支援だけではなく、職業観の育成などを目的に、座学によらない学習活動や、保護者向けの進路相談会を実施しております。

11ページ、札幌市奨学金支給事業につきましては、これは返還義務のない奨学金となりますが、昨年度からは支給人数を1,500人から1,900人に拡大し、高等学校や大学等への進学支援の充実に取り組みました。

続きまして、12ページをご覧ください。

基本施策の2でも成果指標を二つ設定しております。指標①の「自分が必要とされている」と感じる児童生徒の割合」は、68.2%となっており、堅調に推移しておりますが、指標②生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率については、当初値から2.7ポイント低下しております。

基本施策2の全体の評価・今後の方向性についてですが、不登校や多様な学びの支援を必要とする児童生徒に対しまして、個々の状況に踏まえた丁寧な相談支援を実施するために、相談支援パートナーの全小中学校への配置、不登校児童生徒のための新たな学びの場の整備事業では、仮想空間を活用した支援を試行実施しております。

令和7年度においても支援の場を広げるなど、支援の充実を図っているところでございます。

また、子どもの育ちに関して、乳幼児健康診査において、屈折検査機器を用いた視覚検査を5区で先行実施しておりました。令和7年度には、この取組を全区で実施しているところでございます。

次に、13ページをご覧ください。

基本施策の3「子育て家庭の生活を支える取組の推進」です。

子どもが健やかに成長していく上での必要な子育て支援や、経済的な困難を抱えている状況にある家庭への就労支援、子育て家庭への経済的負担の軽減についてまとめています。

14ページ、保護者の就労に向けた支援についてになります。昨年度、生活困窮者自立支援事業につきましては、相談会などの情報発信を行う公式LINEアカウントの開設。その下の女性の多様な働き方支援窓口運営事業につきましては、女性の多様な働き方の事例集の作成など、それぞれの事業の周知・啓発に努めました。

続きまして、15ページをご覧ください。

指標の達成状況になります。

②の「子育てをされていて感じる「楽しさ」「大変さ」のうち、「楽しさの方が多い子育て世帯の割合」は、令和5年度より上昇しましたが、令和6年度は当初値より低下となっております。

16ページですね。子育て家庭を支える経済支援について、こちら一覧表にまとめました。令和6年度は、子ども医療費助成につきましては、対象を中学生まで拡大し、令和7年度には、高校生年代まで対象を引き上げたところでございます。

次のページに、第2子以降の保育料無償化事業について記載しております。子の年齢差、施設利用の有無等の条件に関係なく、認可保育所等の保育料の無償化を実施しております。

続きまして、18ページをご覧ください。

基本施策4「特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進」になります。

経済的困難を抱える子どもや家庭には、ほかにも様々な困り事を抱えている場合が多くあります。また、生活基盤の脆弱さや頼れる大人の不在などは、子どもの成長後にも影響を及ぼすことが少なくありません。ここでは、きめ細やかな支援が必要な子どもと家庭・若者の取組についてまとめております。

なお、ひとり親家庭への支援につきましては、この後、報告がありますので、ここでは割愛をいたします。

一つ目、里親委託の推進についてです。令和6年度は、増加するショートステイニーズに対応するため、中央区、北区、厚別区で里親ショートステイを試行実施しております。

20ページをご覧ください。困難を抱える若年女性支援事業につきまして、令和6年度から、地下鉄駅構内の女性用トイレに広報ステッカーを掲示する取組を新たに行い、相談数が増加するといった効果を確認しております。

21ページ、基本施策4は成果指標を三つ設定しております。

まず、指標の①「要保護児童のうち、里親・ファミリーホームに委託される児童の割合」につきましては、令和5年度に比べ3ポイント上昇。

一つ飛ばしまして三つ目、「札幌市若者支援施設の自立支援事業利用者のうち、就職・職業訓練など進路が決定した割合」は、令和5年度よりは上昇しておりますが、当初値より5.9ポイント低下いたしました。これは、進路決定まで時間を要する相談が多かったことが要因と考えております。

今後の方向性につきまして、今年度は、里親ショートステイの全区実施のほか、札幌市東部児童相談所の開設による体制強化などに取り組んでいるところでございます。

最後に、この計画の令和7年度以降における体制について説明をさせていただきます。資料2ページにお戻りください。

本計画につきましては、令和7年3月に「第5次さっぽろ子ども未来プラン」を策定するに当たりまして、本計画の計画期間を令和11年度までに延長し、計画の名称も国の法改正に合わせて、「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」としております。その上で、この計画は「第5次さっぽろ子ども未来プラン」に統合を図っております。今後は、貧困や格差の解消を図るという共通の方針の下で、子ども・若者及び子育て当事者に向けた施策全般を統合的かつ一体的に推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で私から報告を終わります。

○加藤部会長 ありがとうございます。

それでは、質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。お伺いしたいと思います。

誰も質問ないでしょうか。

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） 会場ではないようです。

○加藤部会長 では、私の方から一つ聞いてもいいでしょうか。12ページのところで、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率に関して、下がったという報告があったのですが、その理由が今日の報告では述べられていなかったと思うのですが、どのように分析されているのでしょうか。

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） 部会長、申し訳ございません。生活保護担当の保健福祉局の担当者が、本日まで会場の方に見えておりません。確認をして、後日報告をさせていただくでもよろしいでしょうか。

○加藤部会長 よろしく願います。

そのほかいかがでしょうか。

○北川委員 最後に課長さんが説明してくださったこと、ちょっと意味が分からないので、何にどう分かれていて、何に統合されるのかということをお教えください。

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） もともと子どもの貧困計画は、単独計画として作成していたのですけれども、国の方で子どもに関する計画はなるべく一本化するよう言われたというか、なるべくまとめて一体的に子ども施策を推進するということもありまして、さっぽろ子ども未来プランの中に、子どもの貧困計画を統合させていただきました。そのことによって、今まで別々に事業の計画の達成状況とかはかっていたところを、今後このプランでまとめて進捗を管理するというようなことに令和7年度から変更しております。

○北川委員 国と同じような流れですね。

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） はい。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○河内委員 スクールカウンセラーの活用事業で、時間数を増やしたというところで、相談する子どもたちの割合は、令和5年度からは少なくなっている。パーセンテージが小さくなっているということが、時間を増やしたのになぜなのかということ、時間を増やしたことでの相談をする件数というより、相談をして、その後、子どもたちの心的なものというのがどういうふうにプラスになっていったのかという、そのあたりの評価みたいところ、質的なものの変化をお教えいただきたいなと思います。

○事務局（古川児童生徒担当係長） 教育委員会児童生徒担当、古川と申します。

スクールカウンセラー活用事業の令和5年度から令和6年度に向けて若干減っているこの数値については、令和6年度から、こちらの指標を取るための、子どもたちに対する悩みやいじめに関するアンケート調査というものの実施方法が変わりまして、1人1台端末を活用した実施方法で行っております。そのため、令和5年度までの質問項目と若干、質問項目の全ての内容が変わったところがありまして、その影響もあるのかなと考えております。

令和6年度から時間数を増やしたのが反映されているかどうかということについては、令和6年度から時間数を増加させて、その年度途中でアンケートを取っておりますので、恐らく令和6年度の相談体制を充実させたことこちらのアンケートへの反映が、今年度、令和7年度のアンケートでどうなのかなということを見ていきたいと考えております。

○河内委員 それで、あとは質的な変化というのは、どんなに感じになったのかを。件数は件数で分かるのですけれども、質的な子どもたちがどういうふうに変化したのか。例えば、スクールソーシャルワーカー活用事業だと、抱えている課題が解消とかに向かっている割合という、その質の割合を載せていますけれども、相談すればいいというよりは、こういう質的なものが、どういうふうに子どもたちが解消したのかということ自体も大切なのかなと思うのですが、そのあたりの変化というのはどう捉えていらっしゃるのかをお教えしてほしいなと思いました。

○事務局（古川児童生徒担当係長） 現状として、こちらの相談する子どもの割合という、こちらのデータを取っているところでございますので、その相談した結果、子どもたちがどう感じているかということはまだ把握し切れていないところがございます。今後、そのような検証をどのようにしていくかということを検討してまいりたいと思います。

○河内委員 ありがとうございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。

小学校のスクールカウンセラーの増加ってすごく大きかったと思いますので、引き続き検証していただくとありがたいなと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○北川委員 引き続き不登校についてお教えいただきたいのですけれども、すみません、分か

らなくて。相談支援パートナーって、全学校にいらっしゃるのかということと、実際不登校の子は今、札幌市としてはどのぐらい数として把握しているのかということをお教えしてほしいのが1点、不登校に関して。

あと、里親関係では、21ページで、目標値が45.0%になっているのですが、だんだん札幌市は全国の中でも増えてきております。それは把握しているのですが、国としては、乳幼児のあたりとか75%とかなっていると思うのですが、その辺の、これ幼児以降も入れての数だと思いますけれども、この辺、札幌市としての将来的な家庭養護の目標値みたいなもの、45.0%がその先があるのかとか、教えていただければと思います。

○加藤部会長 事務局の方、お願いしてもいいでしょうか。

○事務局（村上教育相談担当係長） 教育委員会教育相談担当から、村上といいます。よろしくお願いたします。

まず、1点目と2点目、相談支援パートナーが全校に配置されているのかというお問い合わせでしたけれども、小学校、中学校全校に配置されております。令和6年から小学校、プラス100校分に配置になりまして、これで全校配置ということになったところでございます。

それから、2点目の不登校児童生徒の児童生徒数でございますけれども、令和5年末ですと、小中学校合わせまして5,715名ということで、令和7年調査で令和6年の数が出ておりますけれども、減少に転じております。

○北川委員 加えて、相談支援パートナーさんって、ソーシャルワーカーとかカウンセラーでもない、例えば元学校の校長先生とかそんな感じですか。

○事務局（村上教育相談担当係長） いえ、特に資格要件ございませんが、活動いただいている方々は、その学校で退職された先生も含めたり、それから地域人材を活用しておりますので、PTAで例えば関わっていただいた方で、お子さんがもう卒業された方とかにお声がけさせていただいて、学校の方から推薦をいただいている人材に活動いただいております。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 児童相談所家庭支援課長の湯谷と申します。里親等委託についてお答えいたします。

こちらの計画は令和9年度までの目標値となっているのですが、国の方では、乳幼児と学齢児に入る前、6歳未満までについては75%以上という目標値。それと学齢児、小学校以降のお子さんについては50%以上というような目標値が掲げられておりまして、札幌市としても、北海道における都道府県社会的養育推進計画と足並みをそろえて、令和11年度末までに同一の数値を目標値として掲げているところです。

以上です。

○加藤部会長 北川委員よろしいでしょうか。

○北川委員 北海道と札幌市、一緒に社会的に。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 養育推進計画の中で同じ目標値の数字を使っているということです。全体で平均すると、たしか55.9%ぐらいが令和11年度の目標値になります。

○北川委員 ありがとうございます。

○加藤部会長 よろしいでしょうか。

○河内委員 一つだけいいですか。相談支援パートナー事業の部分でごめんなさい。PTAの方とか教員の教員経験者というところだったので、この人たちの質の担保、いわゆるこの相談支援パートナーさんが不登校の子どもたちに対してきめ細やかな支援をするためには、不登校のおさんは十人十色で様々な状況があるので、やはりそれなりの専門的な知識を持った上で支援をしないと、逆に言うと悪化させてしまう場合もあると。よかれと思ってあおってしまう。「大丈夫だよ。頑張れ」と言ってしまう方々も中にはいたりするのかもしれないのですが、そういう不登校に関するその質の担保というのをどういうふうにやられているのかというのを一つお伺いしたかったのと、もう一つ、不登校の中で、令和6年度、仮想空間を活用した支援を試行実施したというところで、試行実施してみて、どういうふうな質的な変化とか感触を得られたのかという、その2点をお伺いしたいなと思います。

○事務局（村上教育相談担当係長） 教育相談担当、村上でございます。回答させていただきます。

1点目が相談支援パートナーさんの質の担保ということなのですが、まず、学校の

パートナーさんが独自に支援を行うということではございません。学校の支援体制の下、組織的に行うお手伝い、有償ボランティアでございまして、支援の主体となるというか、計画の主体となるのは、学校の先生方ということになります。及び、新規の方々を中心ではございますけれども、毎年私どもの方で、相談支援パートナーさんを集めまして研修をさせていただいております。

それから、相談支援リーダーという、相談支援パートナーさんを指導、助言するような立場の方もいますので、学校に定期的に巡回訪問しておりますので、そちらでパートナーさんの指導、悩みを聞いたりということもございまして、関わりについて学校から聞き取って、必要であればそこで指導とか、新しい指導方法について確認ができるということはやっております。

それから二つ目、メタバースの方なのですが、実際に対象としている方々というのが、学校に行けない、それから、おうちからなかなか出づらいうお子さんですね。買い物もなかなか行きづらい、外に行きづらいというようなお子さん方を対象として最初スタートしておりますけれども、そのようなお子様が、今年度でもう、令和7年でいきますと、登録が100人を超えて関わっております。その中でもそのような状況ではあったのですが、リアルで私たち、メタバースでいろいろなプログラムを組んでおりまして、例えば、円山動物園さんのバックヤードのツアーをオンラインで流して行って、その次の段階で実際にそこに行ってみるというような活動もやっているのですが、オンラインからスタートしたお子さんも、そこに出てきたお子さんも実際におられます。それから、細かに言いますといろいろありますけれども、本当に人に関わるということが苦手だったお子さんたちも、徐々に集団で関わられるようなメタバース上の場所に出てきたり、顔出しがNGだった子も顔を出せるようになったりというような変化は実際に見えているところでございます。

以上でございます。

○河内委員 ありがとうございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、一つ目の議題について閉じたいと思うのですが、いいですか。

○事務局（加藤子育て支援課長） そうでしたら、事務局の方、議題2に移る前に退席する者がございますので少々お待ちください。

そうでしたら、続けてよろしく申し上げます。

○加藤部会長 続いて、議題の二つ目、報告事項、第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の令和6年度実施状況について、事務局から説明よろしく願いいたします。

○事務局（加藤子育て支援課長） 続きまして、子育て支援課長の加藤でございます。私の方から、議題2の第4次札幌市ひとり親家庭等自立促進計画の令和6年度までの実施状況について報告申し上げます。

資料につきましては、右肩に資料2と書いてあるもののほかに、この参考資料として、「第6章ひとり親家庭等自立促進計画」というものもつけさせていただいております。これは、先ほど来出ております第5次子ども未来プランに統合したバージョンということで現行の計画となっております。

もう一つ、「くらしのガイド」という、ひとり親家庭向けのガイドブックをお配りさせていただいております。こちらを適宜ご参照いただければということでお配りしておりますので、資料につきましては、資料2に基づいて説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目、お開きください。計画の概要でございます。

この計画につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づきまして、ひとり親家庭等の自立を促進するために策定しているものでございます。

第4次の計画期間は、平成30年度から令和6年度までの7年間の計画でございました。一部、延長2年間しておりますので、7年間ということでございます。

なお、令和7年度からの第5次計画は、先ほどご紹介したとおり、子ども未来プランの第6章として統合し、ほかの子ども・子育て支援施策と一体的に推進しているところでございます。

次に中段、(3)にございますとおり、この計画の基本理念は、「ひとり親家庭等の生活の安定と向上、その子どもの健やかな成長」とし、この理念の実現に向けて、五つの基本目標を立ててございます。

ご覧のとおりですけれども、子育て・生活支援の充実、就業支援の充実、養育費の確保及び適切な親子交流の推進、経済的支援の推進、利用者目線に立った広報の展開の五つでございます。

次に2ページをご覧ください。

基本目標ごとに、特に今回はひとり親家庭を対象にした事業を抜粋して説明をさせていただきたいと思ひます。また、制度変更などがあつたものを中心に説明、報告をさせていただきます。

まず、2ページ目の基本目標1「子育て・生活支援の充実」の中では、ここにありすけれども、①母子・婦人相談員による相談、②ひとり家庭支援センターでの生活支援を実施したほかに、めくつていただいて3ページ目でございます。ひとり親家庭等日常生活支援事業でございます。こちらは、就職活動や疾病などで家事、保育が必要な場合に支援員を派遣する事業で、令和6年2月より、所得にかかわらず、利用料を無料とした結果、派遣実績は増加傾向にあり、令和6年度の派遣実績419件となっております。

続きまして、④母子生活支援施設の運営を行ったほか、その下、⑤ひとり親家庭学習支援ボランティア事業をご覧ください。この事業では、小学3年生から中学3年生を主な対象としているところでございます。令和6年度から小学1・2年生、また高校1年生までを参加可能とさせていただいたところでございます。参加児童数につきましては、コロナ禍もありまして一時的に減少ございましたが、徐々に回復し、令和6年度は延べ3,635人の参加があつたところでございます。

続いて4ページ、「就業支援の充実」に係る取組でございます。①ひとり親家庭支援センターにおきまして様々な就業支援事業を行ったほかに、5ページ目、ご覧いただきますと、②自立支援教育訓練給付金事業、また、下に③高等職業訓練促進給付金事業でございます。これらの事業につきまして、保育士、看護師といった資格取得を支援する給付金を支給しているところでございますが、令和3年度から情報系の資格を対象に追加しております。このこともございまして、新規申請者は増加傾向にございます。令和6年度につきましては、新規で127人の申請となっております。

次に6ページをご覧ください。こちら、「養育費の確保及び適切な親子の交流の推進」の施策でございます。①養育費及び親子交流の相談につきましては、母子・婦人相談員ですとか、ひとり親家庭支援センターで行っているほか、下にあります、②ひとり親家庭等養育費確保支援事業を令和3年度から開始しております。こちらは、養育費の取り決めを行う公正証書を作成する費用などを補助するものでございますが、令和6年12月からは、養育費不払い時の強制執行手続に係る費用の一部補助を開始してございます。利用者は増加傾向にございまして、令和6年度で211件の利用となっております。

次に7ページ、「経済的支援の推進」でございます。こちら、①児童扶養手当の支給を行ったほか、下にありすとおり、②ひとり親家庭等医療費助成制度におきまして、令和6年8月から、住民税非課税世帯のひとり親家庭の親につきましても、これまでの入院に加え、通院も助成対象といたしました。助成件数につきましては、ご覧のとおり、制度拡充に伴いまして件数、金額ともに増加しているという状況でございます。

このほか経済的支援につきましては、次の8ページにございますとおり、③の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のほか、④ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付制度、住宅支援資金貸付制度による支援を行ったところでございます。

次に9ページをご覧ください。こちら、「利用者目線に立った広報の展開」でございます。こちら、①②にありすとおり、パンフレット、先ほど紹介させていただいた「くらしのガイド」などの作成ですとか、下の方にございます、③SNSの活用による広報の展開を進めているところでございます。この広報につきましては、公式LINEアカウント「札幌市ひとり親家庭支援」というものを令和3年7月から開設、運営をしております。これによりまして、随時、ひとり親家庭支援センターの各種講座ですとか、児童扶養手当の現況届の手續案内など、

そういった情報をプッシュ通知できるようになりました。登録者数は順調に増加しております、令和6年度末で6,944人となっております、情報発信手段として定着をしてきているところでございます。

次に10ページ目をご覧ください。こちら、第4次の計画の結果としまして、成果指標などについて記載をしてございます。

先ほどの現行の第5次計画に掲載しております内容の抜粋をさせていただいておりますので、詳細は割愛いたしますが、総括としましては、文書にございますとおり、計画全体の指標でありました、今後の生活に不安のある方の割合につきましては目標を未達成。一方で、正社員の割合、また養育費に関する取り決めに関して、個別の指標につきましては達成しているものもあるなど、指標ごとに状況が異なっているというものとなっております。

下の表につきましては、第5次計画におきまして、令和4年度の現状値を踏まえて、右端にありますとおり、令和11年度の第5次計画の最終年度である令和11年度の目標値を設定させていただいているというところでございます。

最後に11ページをご覧ください。こちら、現行第5次計画の内容の抜粋ではございますが、第5次計画を推進するに当たっての課題などを記載させております。ここにつきましても、若干動きがある内容に限りまして、情報提供を兼ねて触れさせていただきます。

丸の三つ目をご覧ください。養育費の確保に関する課題に関連してでございます。

ここでは養育費等に関する制度についての周知が重要としているところでございますが、こちらに記載はしてございませんが、最近の動向といたしまして、令和8年度より施行となります民法の改正がございます。この法改正によりまして、いわゆる共同親権制度が導入されるとともに、法定養育費というもの、また、親子交流の試行実施などに関わる規定ができたという状況がございます。ひとり親家庭の皆様にもこうした情報がしっかりと伝わるように、職員向けの研修など予定しているところでございます。

また、その下の四つ目の丸、経済状況に関する課題に関連してでございます。

こちら情報提供となりますけれども、報道等でご承知かと思いますが、物価高騰を受けたその政府の経済対策として、子ども1人当たり2万円を支給するというものがございます。名称としまして「物価高対応子育て応援手当」という名称となりますが、こちら札幌市におきましても、年度内の支給に向けて準備を進めているところでございます。

それ以外にも随時新たな施策に取り組みながら、第5次計画、現行計画、推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、雑駁ではございますが、第4次ひとり親家庭等自立促進計画の実施状況の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○加藤部会長 ありがとうございます。

それでは、質問、ご意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○箭原委員 8ページの貸付金なのですが、ひとり親の場合で立てつけができていますけれども、父子家庭の場合は、相談窓口が札幌市の場合は、ひとり親家庭支援センターのみとなっておりますので、母子の場合には各区の母子相談員のところで普通にご相談できて、それから、いろいろな相談をもっと細かくだったら、じゃあひとり親家庭支援センターに行ってくださいという話にもなったりとか、いろいろそこから回すということなのですが、父子の人は母子相談員のところに、各区に行った場合に、貸付けをご相談したいんですけど、もう決まったご相談をしているにもかかわらず、父子相談センターの方にまず行ってくださいと。父子相談センターって、ひとり親家庭の相談センターで受けても、貸付けの場合はまた区に戻すのですよね。そうすると本人、父子の人はたらい回しをされているような感じをととても受ける。もともと母子相談員のところに行って貸付けのご相談したいんですけどちゃんとやっているのに、まずは行ってくれ、それでまた戻されてというと、何日自分は休みを取って行かなければいけないんだということで、結構なお叱りがあるのですね。なので、そこはもうちょっと柔軟な態度でやっていただければいいのではないかと思うのですが、とにかく、父子相談はセンターに行ってくださいというのが全区に。

○事務局（加藤子育て支援課長） お答えさせていただきます。

母子・婦人相談員を各区に配置しておりまして、その仕事の内容というのが、ひとり親家庭

の支援とともに婦人相談ということで、DV被害者の方の相談だとかも受けるという関係上、男性の相談を受けることに対して差し障りが出る場合があるということもございまして、一旦、相談の窓口としては、父子、男性の方に関しては、申し訳ないのですけれども、ひとり親家庭支援センターに一旦相談してくださいというご案内をさせていただいているところがございます。

ただ、目的が明確で、今おっしゃったような、区じゃないと貸付けできませんので、その区の窓口で、貸付金を受けたいということが明確なのであれば、それはそういうDVとかそういうこと関係ありませんので、そこで相談を受けて、貸付けの手続をするのが一番早いものだと思いますので、そのあたりは区の相談員にもきちんと説明をした上で対応できるようにしたいと思いますので。

○箭原委員 よろしくお願いたします。

○北川委員 3ページの母子生活支援施設についてなのですが、一つ廃止したということで、その影響などがどんなふうになっているのかとか、札幌市としては、今の定員というか、入っている方の数が現状に見合っているのかとか、どういう分析なさっているのかというのが二つ目で、機能的にも、人数的にも。

○事務局（加藤子育て支援課長） ありがとうございます。引き続き、私から回答いたします。

令和6年度中、早い時期に1施設廃止をしております。公立のしらぎく荘という施設がございまして、そちらにつきましては、以前のこういった児童福祉部会のひとり親家庭の支援の在り方検討とか、そういうような会合の中で検討させていただきまして、施設自体が老朽化が進んでいるということもございましたし、また、民間の施設、ほか4施設ございましたけれども、含めまして定員が8割いかない状況の中で、ニーズとしてどうなのだろうということもございまして、公立の施設を廃止させていただいたということもございまして。

現状におきましては定員の8割程度、今、民間の4施設ございまして、8割程度の入所状況ということになっております。ですので、ちょっと時期によっては埋まってしまっているの、入れないということが可能性としてはあるのですけれども、そういう状況でございます。

また、機能としましては、それも検討させていただきましたけれども、妊産婦の方の支援というのが課題になっていたこともございましたので、ちょっと施設名は具体的には申し上げませんが、1施設において、そういった妊産婦の方も含めて支援が必要な方については、これは定員外での受入れということにしておりますけれども、支援を行うような体制をしております。そういった形で、いろいろな役割分担といましようか、各施設の皆様にはお願いしながら、母子生活支援施設の運営をしているという状況です。

以上です。

○北川委員 何か母子生活支援施設って、親子分離なくて入れたりするので、すごくいい機能というか、必要なりソースだと思って、ぜひ。機能的にも充実して、生まれてすぐは入れないとか、ベビーがいたらとかあると思うので、その辺もぜひ、妊産婦の支援から、赤ちゃんが生まれて一緒にみたいなところもできたらいいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

あともう一つ、全体的にやっぱり、ひとり親、例えばシングルマザー、最近ではファザーかもしれないのですけれども、DVとかのケアとかは、札幌市の中でどんなふうになさっているのか、どこかシェルター、これにはなかったの、教えてください。

○事務局（青田男女共同参画課長） 市民文化局男女共同参画課長の青田と申します。DVの関係性を所管しておりますので、私の方からご説明したいと思うのですけれども、札幌市におきましては、DVの相談窓口として、配偶者暴力支援センター、DVセンターというものを設置しております。そちらの方でDVの被害の相談を受けているほか、関係機関への同行支援ですとか、実際シェルターに入りたいというご相談がありましたら、札幌市ではシェルターを持っておりませんので、北海道が所管する公的なシェルターか民間のシェルターの方におつなぎするということをやっております。

○北川委員 前に比べて少なくなっているのですか、DVは。

○事務局（青田男女共同参画課長） いえ。相談の件数としては、決して減ってはおりません。

○北川委員 やっぱ子どもにも影響あるしね。何か根本的に。

○事務局（青田男女共同参画課長） そうですね。いわゆる面前DVとって、子どもの目の前でそういったことが行われると子どもの方にも影響すると言われております。

○箭原委員 DVの場合には、DVを受けた方が隠れたりとか移動しなくてはいけないので、子どもにとっては、自分の生活圏から全く違うところに行く、学校を変えなくてはいけないというところで、二重の苦を子どもは負うわけですね。なので、本当は加害者の方がどこかに行ってくればいいのですけれども、そうはいかないのでなかなか難しいのですけれども。でも、札幌市は民間のところを委託していたりして、そういうシェルターがありますから、結構使っていただいているというのがあります。

○北川委員 札幌市が委託しているのですね。シェルターを。

○事務局（青田男女共同参画課長） 札幌市が委託しているわけではなくて、委託は北海道を通じて民間のシェルターの方というような形にはなっております。

○北川委員 そうなると、その加害者支援というのはどこかでやっているのですかね。

○箭原委員 そうですね。私もそう思います。

○事務局（青田男女共同参画課長） 札幌市としては、加害者支援というのは行っていないのですけれども、民間の団体で、加害者グループ支援プログラムみたいなもので、そういった加害者の男性に対して、いわゆる断酒会のような形で集まって、そういった対応策をしているという民間団体がございます。

○北川委員 根本的に、やっぱり子どもたちが警察とかで、すぐ連絡来て見相も大変ですよ、一時保護とか。やっぱり心の面では影響あるし、何かできたらいいですね。すみません、別に意見というか願いとかが。

○箭原委員 でも、そうですね。札幌市さんもやっぱり加害者支援というところは、一つ目標としてやっていただきたいというのは、希望としてはあります。そこをやっていかないといつまでたっても追いかけてくこという感じになってしまうので。一番そこで被害を被るのはお子さんなのでね。今まででしたら、2歳、3歳、4歳の子は親の影響を受けているから、子どもの意見ではないというところがあったのですけれども、今、アドボケイトをやっていたらそうではないのですね。そういうのがあるので、やっぱりそこをちゃんと、2歳、3歳児でも自分の意見を持っているのかどうかというのは、ちゃんとした専門家が見れるような、そういう場所もとても必要ではないかと。これだけ子どもの数も少なくなっているから、やっぱり手厚いものを市としても持ってほしいというのは希望としてはあります。

○事務局（青田男女共同参画課長） ご意見として承りました。ありがとうございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○河内委員 幾つかあって、一つが11ページの生活への不安に関する課題のところで、相談相手が「特にいない」という割合が高くて、相談員さん、ひとり親家庭支援センターとかの公的な機関が相談相手になっている割合が低い状況になっているというところで、いわゆる量的なもの、相談ができる場所という量的な面と、その相談員の人たちの、いわゆる傾聴、共感を含めた相談したいと思う質というのと、個人的にはダブルの相互作用というのがあるのかなとは思いますが、このあたりの割合の低い状況になっている要因というのはどういうふうにお考えかなというところが一つ。

それが一つと、その悩みとか生活で、ひとり親でなかなか生活基盤が安定しにくいという場合、きっと安定していたらあまり相談はしないのかもしれないけれども、安定基盤が低ければ相談してくるという場合において、子どもたちが、例えば児童相談所と関わっていても、個人的に毎日児童相談所に気軽に相談できるというわけでもないのか、気軽に相談できればいいのですけれども、そこの部分というのが、僕はちょっとこの制度をあまり知らないのだけれども、ひとり親家庭支援センターで子どもたちの悩みとか、情緒的、あるいは発達のなのお母さんからの相談というのも結構来るものなのか。プラスして、子ども自身に対して、何か相談、援助、身近にあなたたちの気持ち全然教えてくれてもいいんだよという身近な存在みた

いな形で関わることがあったりするのかな。なければ、どこかにつなげたりするのか。そのあたりがどうなのかなというのを教えていただきたいです。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長、加藤でございます。

相談相手としまして、母子・婦人相談員ですとか、ひとり親家庭支援センターの割合が低いということに関しては、今おっしゃっていただいたような量的なもの、質的な部分でいきますと、量的な部分でいきますと、相談窓口が常に満杯で受けられないという状態ではございませんので、まず、量的な部分では不足しているものではないと思っております。

質的な部分も、我々として、研修などを行いながら、その相談のスキルというものをアップさせてはいるところではありますけれども、やはりこちらの勝手な都合かもしれないですけれども、やっぱり行政としてのその壁の高さみたいな、ハードルみたいなものももしかしたら感じている方もいらっしゃるかもしれません。そういった方は、やはり身近なご家族ですとか、ご友人ですとか、そういう方にまずは相談して解決を図っているところが大きいのかもしれません。ですので、より身近な存在として感じていただけるように、同じ話の繰り返しになりますけれども、その周知、こういった相談員がいますよ、気軽にご相談くださいといったような周知というものを続けていくことかなと思っております。

また、二つ目のご家庭が安定していない場合に相談する場所として、お子さんの療育発達の部分ですとか、そういうところに関しての相談も、ひとり親家庭支援センターもそうですし、この窓口でも一般的なものになりますけれども、相談項目として我々把握するようにもしておりますので、一定数相談は、ちょっと数字は具体的に今持ち合わせておりませんが、一定数そういったご相談もございます。そういった場合には、医療機関ですとか、児童相談所さんとか専門機関につなげていくというのが基本的な対応となっているというものでございます。

一旦私からは以上ですけれども、箭原委員でございますでしょうか。

○箭原委員 ご質問の中で、お子さんというのがありますけれども、さすがにお子さんからのご相談はないですね。やっぱり身近な存在ではないというところではないですかね。

それとあと、各区にある母子相談員さんは、9時15分からで、16時45分にはいなくなるので、その時間でご相談といったらなかなか難しいかなと。だから、本当に相談が明確にある場合にはそちらの窓口にいらっしゃると思うのですけれども、そのほかの一般相談というか、悩み相談とか、そういうのはやっぱりなかなか難しい状態ではないかと。

ひとり親家庭支援センターの方のご相談は、やっぱり毎日抱えている悩みとか、そういうので来るのが結構多いです。あとは貸付金のことが多いですけれども、お子さんとなると、やっぱり学校とかそういうところに気軽に行ける窓口があればいいのかなと思いますね。

お子さんの場合にはやっぱり、ひとり親であるということをお母さんに知らせること、それから知られたくないということ、両極端にあるので、その辺が分からないような相談窓口でない、なかなかお子さんは行きづらくなるのかなというのは肌で感じています。そんなところでよろしいでしょうか。

○河内委員 その家庭で、ひとり親で、家庭環境上子どもの情緒が不安定になってしまったり、例えば生活リズムが整わないと情緒がやっぱり乱れて、メンタルヘルスに影響を及ぼすというところを、家庭の中でそれをお母さんがいっぱいいっぱいであると、子どもからのお母さんに対する矢印というところがうまいこといかない、アタッチメント系のもも含めて。そのときに、お母さん以外にそのアタッチメント関係を抱ける人物というのが、家庭というか、お母さんの支援の中でも一つ位置づけとしては必要なのかなと思うと、学校で学習のことは相談できたとしても、なかなか家庭の中で不安だった場合どうするのかというところは、お母さんに対する支援と、子どもたちにも学校以外でもこういうことができるよという、あなたをちゃんと支えているよという目というか、そういうのも一つ大切なものなのかなという、すごく難しい話なのですけれども、大切なのかなと。

○北川委員 いいですか。全部終わったら意見を言おうと思ったのですけれども、今その話が出たので。やっぱりシングルマザーで子育てして大変というの、夜も帰ってくるのが遅かったりとか。そうするとやっぱり今、国が進めている家庭支援事業ってすごく大事だと思うのですよ。児童育成支援拠点とか居場所とか、あと訪問の事業とか、子育て短期支援事業と

か、親子関係形成支援、それ四つともすごく国が進めているのですけれども、札幌市、ちょっとあまり、あれ？っていう感じなのですけれども。

今、本当に子どもたちが困って、どこに相談していいのか、第2の信頼関係。研究でも、あまりいい環境ではなくても、途中で誰か信頼できる人に出会ったら、すごく安定型の成長になっていくというのもあるので、誰かいい人に出会うという居場所ってすごく重要だと思うので。

うち、母子で居場所があるのですけれども、なかなかお母さんたちが大変なので、お母さんと子どもと一緒にいて、お風呂に入れたりご飯を食べたりとかで、子どもへのイライラが減るというのですかね。日本中で今、それが大事だと言われているのですけれども、それに関してはいかがでしょうかね。

○事務局（加藤子育て支援課長） ひとり親の関係の施策の中で触れさせていただきますと、北川先生のおっしゃっていた事業とはちょっとまた違う事業として、ひとり親家庭の学習支援ボランティア事業とかお子さんが参加して、ボランティアさんは学生さんだったり学校の先生のOBさんとか、大人の方といろいろ関わることによって、いろいろな大人からのお話を聞いたりして、自分の親だけではなくて、そういうたくさんの関わりもできたりするでしょうし。また、当事者の方々の集まりということもあって、箭原先生の方お詳しいとは思いますが、習っていた生徒さんが成長していくにしたがって、また今度ボランティアで戻ってきてくれて、そういうモデルケースのような形で関わり合える場所というのが一つ、そういう取組の中ではできてきているかなと思っております。ほかにもいろいろ、おっしゃっていただいたような取組というのを推進していく必要があるのだと思いますけれども。

○箭原委員 まだはっきりとひとり親とか、そういうふうに、所属ではないですけれども、ある程度できていく子はいいのですけれども、そうでない子、それこそヤングケアラーとかになっている子。教室の中でも何となく分かっているのだけれども、その子に声をかけられないとかいうのがあって、それを、それこそひとり親家庭の学習支援のときに、隣にいる子がいるんだよねというのを話してくれたりとか、そうやってしていて、じゃあ、一人じゃなくてもいいから、ちょっと連れてこない？とかいうときもあったりとか。やっぱりそういう居場所ってとても大事にしていますね。

それとあと、青少年女性活動協会で「いとこんち」、厚労大臣の賞を受けましたけれども、あの「いとこんち」もやっぱり居場所として、そういうご相談ができない子どもとかそういうのが、何となくちょろっと行って、おばあちゃんがいる、一緒に何かするところがあるって、それは本当にとっても大事な拠点だと思うのですね。まだ2か所か、そのぐらいですよ。あれがだから、10区があるので、5か所ぐらいに増えていくと、子どもたちがちょっと駆け込める場所とか、そういうのになっていくのではないかなと思いますね。だから、そういうところに札幌市からある程度手を入れていただくというような方法も一つだと思っています。

親と子なのですけれども、密着ももちろんだし、反対に全く分かれてしまうということと両方あるので、両方から支援をしていかないと難しいところがすごくあるのではないかなと、ずっとやってきて思っています。

○北川委員 札幌の、さつき馬場課長がおっしゃった、子ども未来プランに統合するというあたりに関係すると思うのですけれども、これはこの施策、これは貧困の施策とかって分かれていて、私はどこ、いつ言ったらいいのだろうというか。もっとトータルに子どもの困り感とか、本当にDVとかだったら虐待にもつながるし、貧困ではなくても、すごくお金持ちも虐待があるしとか、高学歴の方もあるしとなったら、もうちょっとこう。施策的に仕方ないのは分かるのですけれども、市民としては、さっきの居場所とか、どこに言ったらいいのだろうとか、必要だけれども、施策が見相に言うのも何か、そこら辺がもう少し、プランで一体化しているのであれば、もうちょっと横串を刺していただくと私たちは助かるかなという感じですが、

○箭原委員 昨年6月に、たしか貧困女性の支援法ができたので、そこも多分、子育てとか、それからひとり親とか、そういうところに貧困女性って必ずそこになってしまうので、あると思うので、やっぱり法律がいっぱいできている中で、それを統合していかないとかな

難しいところはあると思いますね。

貧困女性の法律、結構細かくできているのですね。売春法からきれいに変わったじゃないですか。そこになると、私たちのひとり親家庭のお母さんのところも関わってくるし、その後の寡婦の貧困にも関わってくるので。受けている人は1人なのですね。1人なのですけれども、法律があちこちでちよろちよろと引っかかっていくので、その辺もトータル的に、それこそ北川先生が言ったとおり、札幌市の方でも、なるべく横串を刺して、それこそ未来局とそれから保健福祉部と一緒にやっていると、難しいところがどんどんとできてきているのかなとは思っています。

○北川委員 私、なぜか、この4事業のアドバイザーとか急にやって、自治体を回って歩いているのですよ。そして、自治体の人たちの話を聞くと、民間はあまり信頼できないみたいな、こういうのを頼んでいいのだろうか。もうちょっと自治体の人たちとか札幌市も、民間とコラボしながらいい施策をつくっていったらいいのではないかなとは思っています。

○事務局（加藤子育て支援課長） 貧困女性で困難女性支援法という新しい新たな枠組みができていますので、札幌市の中でもきちんと連携しながら、民間の事業者さんと一緒に取り組んでいこうという試みはいろいろ考えていっておりますので、引き続きご助言などいただければと思います。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○山田委員 ひとり親家庭の日常生活支援事業というものが、以前、利用料があって、利用料が発生することが母子家庭のお母さんの利用になかなか前向きになれないところが、定額だったのですけれどもあったのが、無料になったということで、すごくこれはよかったと思います。こういった形で、母子家庭、父子家庭という形の中に第三者が入ることで、先ほど「いとこんち」ですとかという話もありましたけれども、こういった人が入ってきて定期的に家事だとかをしてくれることをきっかけに、ほかの大人との関わりで、その子どもの相談窓口が広がったりということが実際あるだろうなということで、とてもいい制度改革だと思うのですが、私がよく関わっているのは、ひとり親になる前の離婚調停中のお母さんで、こういったいろいろないい制度があるのだけれども、全然使えないというところにすごく歯がゆさを感じていて、子どもを連れて出ているので、調停中で別居で、お一人で子育てして、紛争も抱えているので、かなり精神的なストレスも多くて、子育てに対する負担はひとり親と同等ないしそれ以上につらい状況にあるにもかかわらず、ひとり親として使える制度としては、調停中という形で使えるものと使えないものとあって、ひとり親家庭の日常生活支援事業は、まさに使えていいものだと思うのですけれども、これが使えないというところがネックになっていて、一人で子育てを抱えているという方が結構いて、何とかならないものかなと思うのですけれども。

そういった形で、離婚調停中って、長い方だと3年続くのですね。大体3年すると婚姻関係は破綻しているというので判決が取れる可能性があるのですけれども、そうすると、その3年間すごくつらい形で、一人でやっていかなければいけないという生活実態があるので、調停中でも使える、別居して、例えばDVで逃げてきているお母さんとかも、それがあれば使える制度とかもあつたりするのですけれども、まだ離婚成立していないのだけれども、確実に離婚する前提で動いているお母さん、お父さんがいるので、そういった場合に、貸付金もそうですし、就業支援もそうですし、使える枠をできるだけ広げてほしいなと思っているのですけれども、何かそういった施策の方向性とか検討の状況があれば教えてください。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長、加藤です。

DVを受けて避難している方だとか、実際にお子さんをちゃんと養育しているようなご家庭につきましては、おっしゃっていただいたとおり、制度によっては、例えば児童扶養手当は支給できるだとかあります。

今回、日常生活支援事業については、私も、すみません、はっきりと今確認はできないのですけれども、母子家庭の定義として、配偶者のいない母親という定義がありつつ、配偶者がいないというところが、離婚していなければならぬのかは、それに準じる世帯も法律上は対象にして支援をできるような枠組みにはなっていますので、その準じるところの部分が事業ごと

に異なっている可能性がありますので、そのあたり、いま一度確認をしながら、今おっしゃっていただいたような内容の支援ができないかどうかということは、いま一度確認をさせていただきたいと思います。

基本的に、そういった枠組みの中でその制度を運用しているものですから、全国共通のルールとしてあるものはそれに従っていきたいと思っておりますので。今おっしゃっていただいた具体例について、その対象になるならないというのは今明確にできないのですが、基本的には同様の状態、準じるようなご家庭のようなものであれば、考えていかなければならないのではないかなとは思っています。

○山田委員 ありがとうございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

私の方からも一つ聞いてもよろしいでしょうか。二つ聞きたいのですが、一つは、10ページのところで、困ったときや悩みの相談相手がいない割合で、父子家庭がやっぱり高く、たしか以前も、お父さんって相談しづらいみたいな話があって、それに関しては特別なことを考えなければいけないのではないかというのを以前も話していたような記憶があるのですが、変化がないところなので、何か特別に考えていることがありますかというのが一つ目に聞きたいことになります。いかがでしょうか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 以前よりご指摘いただいているのは承知しております。その相談窓口の話にまたなってしまうのかなと思うのですが、身近なところに相談ができるような場所を設けるという意味では、ひとり親家庭支援センターの父子相談窓口というものを行政としては持っておりますけれども、先ほど来出ております、区の母子・婦人相談員が基本相談を受けるような体制としていないというところも、その相談のしやすさという部分でいうとなかなか難しい面が出てくるのかなと思っております。

また、世帯の状況によって異なるのでしようけれども、その相談の内容について、何か支援につながるような、父子家庭特有の何か相談があって、それは相談しづらい内容だったりとかいろいろあるかもしれないのですが、ただ、先生に以前よりご指摘いただいて、検討していきますというようなことでの考えはあるのですが、実際現状として、何か特別に新たな施策を打っているという状況ではございません。課題として認識して、そういう計画の中にも父子家庭の制度の周知だとか、そういったものについては課題感として持っているところの記載にとどまっているという状況でございます。

以上です。

○加藤部会長 ありがとうございます。やっぱり一般的に援助要請も男性の方が低いとか苦手とかってよく言われるので、多分何か手を打たないと、同じやり方ではなかなか上がってこないのかなと思いますので、これから何か考えていけたらいいのではないかなと思えました。

あともう1点ですが、3ページのところになって、ひとり親家庭の学習支援ボランティアで、年間参加者数が着実に伸びてきていると思うのですが、実際必要とされている母数に対してどれくらいカバーできているかとか、そういう情報というのはあるのでしょうか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 実際のこういった学習支援を必要としている方の人数自体を何かしら分析して、ニーズとして把握しているもの、正直今のところございません。

こういった学習支援のボランティアの取組は、このひとり親家庭向けの事業もありますし、困窮世帯向けの保健福祉局で行っています、まなびのサポート事業ですとか、また施設でそういったボランティアの方に来ていただいているというところ、いろいろところで広がりはあるのですが、実際どれだけの必要のあるお子さんがいらっしゃるかというのは、正直今はつかみ切れていないというところがございまして。いろいろな場所でいろいろな取組をしていくことによって、できるだけカバーしていこうというところではございます。

○加藤部会長 ありがとうございます。捕捉率ではないのですが、必要に対してどれくらいニーズが満たしているのかというのは結構大事なことでないかなと思いますので。可能なかどうかという問題も含めて、ご検討いただけるといいのではないかなと思えました。

ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

○山田委員 今のに付随してなのですけれども、これを使っている方はよく拝見するのですけれども、申込みしたら皆さん使えている状況ですかね。

○事務局（加藤子育て支援課長） 札幌連さんに委託をしているものですから、どうしても箭原さんの方に目が行ってしまうのですけれども、基本的には、今いっぱい入れないということとはございません。

○山田委員 もう1点、先ほどの件に関連してなのですけれども、調停中の方と一緒にどの制度が使えるのだろうかというのを調べるときに、ネットを見ても分からないと電話して個別に問い合わせるのですけれども、この間も、貸付金の事業は児童扶養手当をもらっているお母さんしか駄目ですよ。つまり離婚が成立していないと駄目ですよという説明を受けたのですけれども、それをネットだとかでも、お母さん忙しい、お父さん忙しいので、調停中で使えるもの、DVの証明があれば使えるもの、そういったものを広報として周知していただいて、わざわざ電話しなくても、9時5時の時間に電話しなくても把握できるように、分かりやすくしていただければいいと思います。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

○北川委員 もしなければ、先ほどからやっぱり在宅の親子の支援というところでは、国が出している子育ての家庭支援4事業ですね、居場所やショートステイも含めた4事業、非常に大事だと思うのですけれども、札幌市としての検討の方向性など教えていただきたいと思えます。

○事務局（馬場子どものくらし・若者支援担当課長） 児童育成支援拠点事業につきましては、現状のところ実施の方向では検討している状況にはございません。

札幌市の方では、各小学校区に児童会館を子どもの居場所ということで整備しております。あとは民間の子ども食堂ですとか、体験活動の団体とか、学習支援団体を巡回する子ども支援コーディネーターの方を派遣して、困りを抱えている子どもを早期に発見することに努める取組を実施しているところでございます。親のレスパイト、あとは子どもの健全育成という観点で、児童育成支援拠点事業が非常に有益であるということは方々聞いておりますが、この前、麦の子の施設も拝見させていただきましたが、現時点では検討しているものではないということでございます。

○北川委員 放課後児童クラブとかいろいろあるけれども、なかなかそこで困り感のある子はお話しできたりしなかったりするのです、やっぱりケアできる場所というか、そういうところで今後、ぜひ前向きに考えていただけたらと思えました。

○加藤部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等がないようでしたら、これで議題2の方は終了させていただきたいと思います。